中小企業省力化投資補助金（カタログ型）は、IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値額や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

カタログに登録された製品等が補助対象となりますが、今回、新たに「無人フォークリフト」が「製品カタログ」に掲載されるための「製品カテゴリ」に登録されました。詳しくは以下をご覧下さい。

「製品カテゴリ」における無人フォークリフトの定義

定義	フォークリフトの荷役機能及び走行を全自動で行うことができる製品。 ただし、荷役用のフォークは装備していても、500 ㎜以上まで荷を昇降できるものに限るものとし、また有人／無人切替式にあっては、無人でのみ使用するものであって、有人式への切替を使用者が行えないものに限る。 ※減価償却資産の耐用年数表において「機械及び装置」に該当するものが対象となる
対象業種	製造業、建設業、倉庫業、卸売業
対象業務領域	入出庫、出荷、施工（施工は建設業の場合）

メーカーが自社の「無人フォークリフト」を「製品カタログ」に登録するためには、以下の通り、自社製品について製品審査申請、省力化製品製造事業者登録申請を行う必要があります。

一般社団法人日本産業車両協会は、「無人フォークリフト」に関して、製造事業者（無人フォークリフトのメーカー等）から申請された製品が「製品カテゴリ」に適応する製品であり、且つ「省力化」、「省人化」の基準を満たしているか否かの確認・審査を行って、その結果を「補助金事務局」に提出し、同事務局より製品リストとして承認通知を受けたものに対して、証明書の発行を行います。（次頁のフロー図もご参考下さい）

中小企業向け省力化投資支援のスキーム（個別製品の登録）

- メーカー等は、最初に、指定された工業会等に対して「製品登録審査申請」を行い、扱う製品が省力化に資するか等の審査を受ける。工業会の審査結果は経済産業省においても確認される。
- 次に、工業会等から発行される証明書をもって、事務局へカタログに掲載すると認められた製品の製造を行う「省力化製品製造事業者」としての登録を行う（同じ事業者が同じ製品カテゴリ内の製品申請を行う場合、二回目以降は不要）。
- 同時に、事務局へ「カタログ登録申請」を行い、カタログの掲載形式が本補助金の要件に合致しているかの確認や製品と同時に提供する役務等の登録を行い、カタログに掲載される。

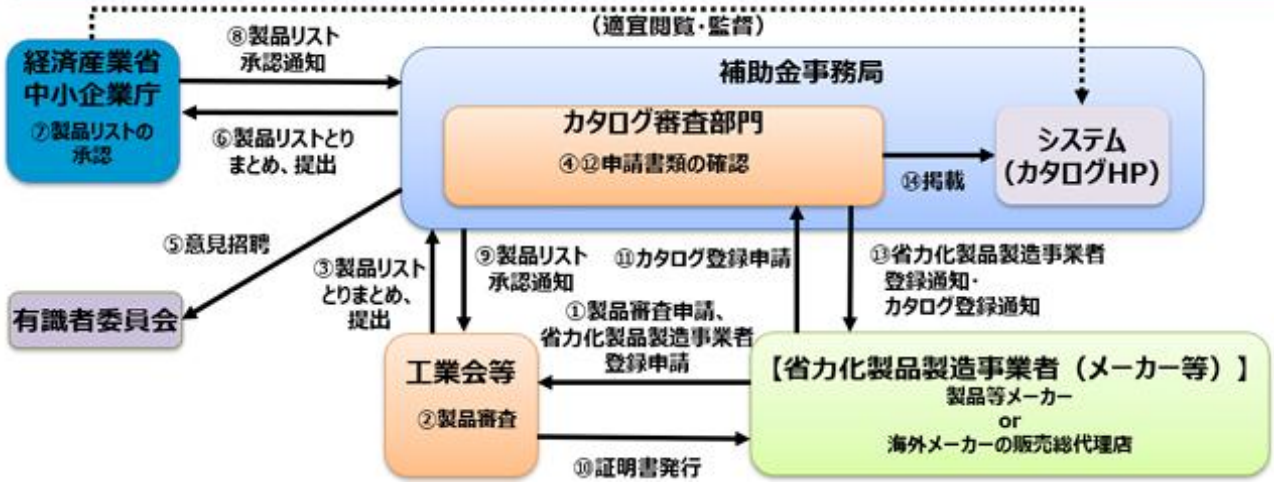

1. 製品申請等に必要な提出書類と記入方法等

省力化製品・製造事業者登録申請の手引きをご確認願います。
→以下の内容が記載されております。
・制度の概要
・製品・製造事業者の登録等に関する説明
・申請に必要な書類
・申請書の記入方法
・カタログ登録申請方法　　など

各申請書類の様式は以下のサイトからダウンロードできます。
製造事業者向け｜中小企業省力化投資補助金

2. 製品登録の審査手数料（１型式あたり）

一般社団法人日本産業車両協会会員	5,000 円（税込み）
一般社団法人日本産業車両協会会員以外	15,000 円（税込み）

※申請書を受領した時点でご請求させていただきますので、申請された製品が「製品カテゴリ」に適合しているか十分ご確認の上、申請書一式をご提出願います。

3. 問合せ先

※本会は、「無人フォークリフト」の製品登録の審査を担当いたしますが、補助金制度全般に関わる説明や資料提供等は行っておりませんので、下記宛てにお問合せ下さい。

（1）製造事業者向け製品登録サポート窓口（補助金事務局）

製品登録の申請サポート・支援を行うため「製品登録サポート窓口」では、製品の登録申請について、以下のような点でお困りの点があった場合、WEB 面談（東京のみ対面可）にてサポート・ご相談が可能です。

①申請前だが、事前にどのような手続きやフローであるか確認したい。

②申請書の記入方法がわからない、エビデンスなどその他の添付書類について相談・確認したい。

③その他、製品登録の申請全般のご相談やお問い合わせなど。

⇒予約方法はこちらをご覧下さい。

（2）カタログ登録サポートセンター（補助金事務局）

製品カタログの登録プロセスに関するご相談や、製品カタログにカテゴリ及び製品を登録するためのサポートを行っています。

電話番号　03-6746-1530　お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

※恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直し下さい。

（3）よくある質問と回答

よくあるご質問（カタログ注文型）｜中小企業省力化投資補助金

（4）補助金制度全体に対するお問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

「無人フォークリフト」の製品審査申請・製造事業者登録の申請提出は以下の通りです。

（申請書類は所定のファイル形式で作成したものを電子データでお送り下さい。郵送での受付はできかねます。）

一般社団法人日本産業車両協会

TEL　03-3403-5556　　E メール　Shoryokuka@jiva.or.jp…補助金専用メールアドレス

〒107-0051　東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3F